

認可地縁団体の手引き

目 次

| | |
|----------------------|----|
| 1. 地縁団体とは | 2 |
| 2. 認可地縁団体とは | 2 |
| 3. 申請できる団体 | 3 |
| 4. 認可の要件 | 4 |
| 5. 申請から認可までの大まかな流れ | 5 |
| 6. 認可申請に必要な書類等 | 6 |
| 7. 認可について | 8 |
| 8. 認可告示後の手続き等 | 9 |
| (1) 認可地縁団体としての印鑑登録 | |
| (2) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付 | |
| (3) 不動産登記 | |
| 9. 認可地縁団体の義務 | 11 |
| 10. 認可地縁団体に係る税金 | 13 |
| 11. 認可の取り消しと解散 | 14 |

1. 地縁団体とは

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）をいいます。

町会や区などがこれにあたるといえます。

2. 認可地縁団体とは

これまで、町会などには法人格が認められていなかったため、町会や区で所有する集会施設などの不動産登記名義は、当該団体の代表者又は役員の共有名義でした。このことにより、当該名義人の死亡による相続問題などが生じていました。

このような問題に対処するため、平成3年に地方自治法が改正され、一定の手続きを経て町会などが法人格を取得することにより、団体名で不動産等の登記ができるようになりました。

ただし、町会などが法人格を取得しても、従来と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、行政の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有したりすることはありません。



3. 申請できる団体

申請できる団体は一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体、いわゆる町会や区などが対象です。

※以下のような団体は対象となりませんのでご注意ください。

- 特定の目的の活動だけを行う団体（スポーツ活動や環境美化活動のような特定の活動のみを行う団体など）
- 構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体（老人クラブや子ども会・育成会など）
- 代表者が数人いる団体（数人の役員が各自代表権を有する団体など）
- 町会などの連合組織の地縁による団体（協議会、連合会など）

4. 認可の要件

次の4つの要件（地方自治法第260条の2第2項）を全て満たしている町会などが認可の対象となります。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

「地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営など、一般的な町会活動のことです。「現にその活動を行っている」と認めるには、少なくとも前年度において活動実績があることが必要です。

- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

「客観的に明らか」とは、町又は字及び地番あるいは住居表示による区域のほか、河川、道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態にあるという意味です。

- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

構成員になることのできる資格は、年齢・性別・国籍等に関係なく、その区域に住所を有するすべての個人ということになります。また、入会の申し込みがあった場合、正当な理由なくこれを拒むことはできません。

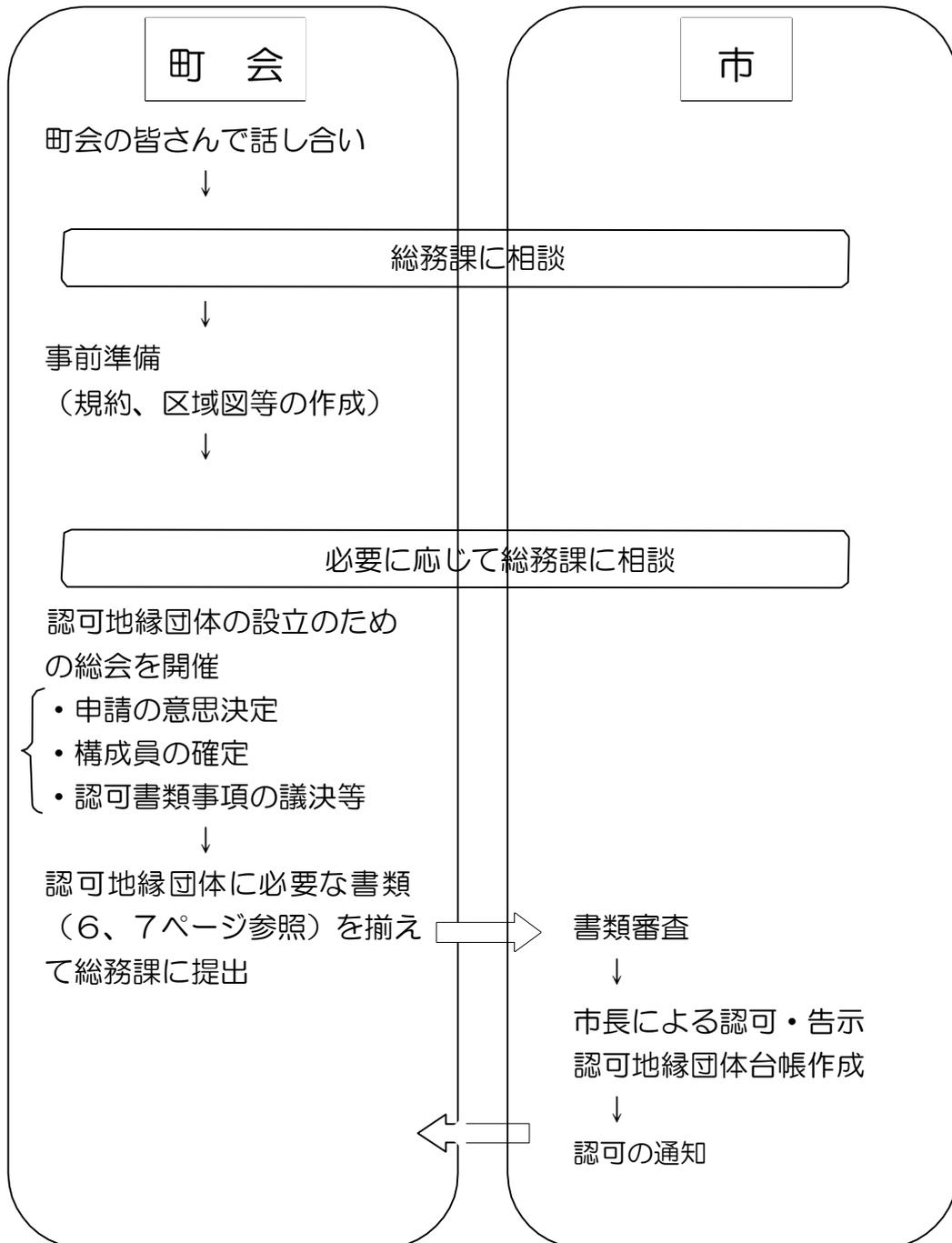
また、「相当数の者が現に構成員」とは、その区域の世帯数の四分の三以上を判断基準としています。

- (4) 規約を定めていること。

規約には、(ア) 目的、(イ) 名称、(ウ) 区域、(エ) 主たる事務所の所在地、(オ) 構成員の資格に関する事項、(カ) 代表者に関する事項、(キ) 会議に関する事項、(ク) 資産に関する事項が定められていることが必要です。また、(ケ) 規約の変更に関する事項、(コ) 解散に関する事項、(サ) 残余財産の処分に関する事項についても定められていることが望ましいです。

5. 申請から認可までの大まかな流れ

認可地縁団体の申請は以下のような流れになります。



6. 認可申請に必要な書類等

認可申請に必要な書類等は以下のとおりです。また、認可申請を行うことについて、団体の中でよく話し合ってください。

認可を受けるためには、全構成員を対象とした総会で議決することが必要です。

必ず事前に総務課に相談して下さい。

(1) 認可申請書

申請書を提出する年月日を申請日として記載してください。

(2) 規 約

規約には、(ア) 目的、(イ) 名称、(ウ) 区域、(エ) 主たる事務所の所在地、(オ) 構成員の資格に関する事項、(カ) 代表者に関する事項、(キ) 会議に関する事項、(ク) 資産に関する事項を定めてください。

また、(ケ) 規約の変更に関する事項、(コ) 解散に関する事項、(サ) 残余財産の処分に関する事項についても定めていることが望ましいです。

※規約を作成し、総会に諮る前に事前に総務課に相談して下さい。

(地方自治法及び同法施行規則との整合性をとるため)

(3) 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印があるものでよいとされています。

(4) 構成員の名簿

構成員の住所・氏名を記載したもので、その町会内の世帯数のうち、四分の三以上の方の名簿が必要です。

(5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

- (ア) 事業報告書
- (イ) 決算書
- (ウ) 予算書
- (エ) 事業計画書等

(6) 申請者が代表者であることを証する書類

- (ア) 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの
- (イ) 申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾等の写しで申請者本人の署名、押印のあるもの

(7) 区域を示した図面地図等に区域を囲んで表示したもの

7. 認可について

認可申請の書類を提出された後、書類審査を経て、市長による認可、告示を行います。市長の告示をもって 法人登記にかえることとなりますので、法務局への登記は必要ありません。（不動産登記については司法書士、法務局等にお問い合わせください。）

なお、告示される内容は以下のとおりです。

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- (7) 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日
- (10) 特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、総務大臣が定める基準を満たすときは、その事由
- (11) 特定一般社団法人又は特定一般財団法人が認可地縁団体に移行する場合には、当該法人から継承した財産の種類及び数量

※告示された内容に変更があった場合は速やかに総務課に届出てください（11、12ページ参照）。届出がない場合は告示がされず、第三者に対抗することができません。

8. 認可告示後の手続き等

認可告示後の手続きは以下のとおりです。

(1) 認可地縁団体としての印鑑登録（受付：総務課）

秩父市認可地縁団体印鑑条例（平成17年秩父市条例第15号）の規定に基づき、不動産登記等に必要な認可地縁団体の代表者の印鑑を登録申請します。

○印鑑登録できる人

- ・認可地縁団体の代表者等

○印鑑登録に必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書
- ・代表者等の個人の印鑑（印鑑登録されたもの）
- ・印鑑登録証明書（代理人による申請である場合等）
- ・登録する**団体印**

※ただし、次に該当する場合は認可地縁団体に係る印鑑の登録はできません。

- ・ゴム印その他変形しやすいもの
- ・機械製造により大量生産されたもの
- ・印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30mmの正方形に収まらないもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・その他市長が適当でないと認めたもの

※詳しくは総務課までお問い合わせください。

(2) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付（受付：総務課）

認可地縁団体の印鑑登録証明書は、登録された認可地縁団体印鑑を押印した申請書に基づき交付します。証明書は1通につき150円です。

※詳しくは総務課までお問い合わせください。

(3) 不動産登記

認可地縁団体の保有資産の表示登記・保存登記には、申請書、原因・証拠の書類及び地縁団体の証明書を添付することになります。

不動産登記手続きについては、司法書士や法務局等と協議して下さい。

※地縁団体の証明書が必要な場合は、証明書交付請求書により、総務課まで請求してください。

証明書は1通につき150円です。



9. 認可地縁団体の義務

認可地縁団体の義務は以下のとおりです。

(1) 告示事項の変更(地方自治法第260条の2第11項)

告示された事項に変更があった場合、市長への届出が必要になります。以下の書類を揃えて総務課まで提出してください。

特に以下の内容について変更があった場合は速やかに届出てください。

①代表者が代わったとき

- ・ 告示事項変更届出書
- ・ 代表者の選任承諾書
- ・ 告示された事項に変更があった旨を証明する書類
(総会議事録の写しなど)

②主たる事務所の所在地が変わったとき

- ・ 告示事項変更届出書
- ・ 告示された事項に変更があった旨を証明する書類
(総会議事録の写しなど)

※告示された事項に変更があった旨を証明する書類として議事録を提出する場合は、議事録署名人の署名が必要かどうか、町会の規約を確認してください。

(2) 規約の変更(地方自治法第260条の3第2項)

規約を変更する場合には市長の認可が必要ですので、以下の書類を揃えて総務課まで提出してください。

なお、規約の変更をする際は事前に必ず総務課に相談してください。

- ・ 規約変更認可申請書
- ・ 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・ 規約変更を総会で議決したことを証明する書類
(総会議事録の写しなど)

※規約の変更内容が、名称・目的・事務所の所在地等告示された事項である場合は、別途、告示事項の変更が必要となります。

(3) 財産目録の作成と備え置き(地方自治法第260条の4第1項)

認可を受けるとき及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置いてください。

(4) 構成員名簿の備え置き(地方自治法第260条の4第2項)

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。(ただし、市への報告、提出は必要ありません。)

(5) 総会開催の義務(地方自治法第260条の13)

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。

10. 認可地縁団体に係る税金

認可地縁団体に係る税金については以下のとおりです。詳しくは各問い合わせ先にご確認ください。

| 税の種類 | | 地縁団体の認可を受けた法人 | | 問い合わせ先 |
|------|-------------------|-----------------------|-----------------|--------------------|
| | | 収益事業を行わない場合 | 収益事業を行う場合 | |
| 市税 | 法人市民税 | 均等割…課税免除 法人税割…非課税 | 均等割と法人税割額 課税 | 市民税課 22-2209 |
| | 固定資産税 | 固定資産税の評価で課税 課税免除あり | 固定資産税の評価で 課税 | 資産税課 25-6076 |
| 県税 | 法人県民税 | 均等割…課税免除 法人税割…非課税 | 均等割と法人税割額 課税 | 秩父県税事務所 23-2110 |
| 国税 | 法人税 | 非課税 | 課税 | 秩父税務署 22-4433 |
| | 登録免許税 (不動産登記時) | 課税 | 課税 | 秩父税務署 22-4433 |

1 1. 認可の取り消しと解散

(1) 取り消し（地方自治法第260条の2第14項）

認可地縁団体が次に掲げる事由になったとき、市長は認可を取り消すことがあります。

- ・ 認可要件（4ページ参照）のうち、そのいずれかを欠くことになったとき
- ・ 不正な手段により認可を受けたとき

(2) 解散（地方自治法第260条の20）

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散します。解散は民法の規定が準用され、市長に対して届出（市長による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

- ・ 規約に定めた解散事由の発生
- ・ 破産手続き開始の決定
- ・ 認可の取り消し
- ・ 総会の議決
- ・ 構成員が欠けたこと

〒368-8686

埼玉県秩父市役所 総務部総務課

電話 0494-22-2251

FAX 0494-22-1363

somu@city.chichibu.lg.jp